

新型インフルエンザ等の対策について

【要旨】

平成21年に発生した新型インフルエンザ（pdm2009）時の経験・検証作業を踏まえ、危機管理としての新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されたところです。（平成24年5月11日公布、公布の日から1年以内に施行）

この中で、県及び市町村が設置する対策本部については、新型インフルエンザ等対策を実施する上で担う役割の重要性から条例事項とされており、2月議会に提案する予定です。（災害対策基本法、国民保護法等と同様）

また、平成22年9月に本県の「行動計画」、「ガイドライン」を策定したところですが、特別措置法の施行に伴い法定計画としての見直しが必要となり、その策定に当たっては、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならないと特別措置法で規定されているところです。これまでの各種計画等の策定に引き続き、感染症対策委員並びに新型インフルエンザ対策専門委員の皆様の意見を頂戴したいと思いますのでご協力をお願いいたします。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

ア 目的

病原性の高い新型インフルエンザや、同様な危険性のある新感染症に対して、国民の生命・健康を維持し、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小となるようにする。

イ 県の責務

新型インフルエンザ等が発生した時は、国の定める基本的対処方針に基づき、県内の新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する。

ウ 県の役割（新型インフルエンザ等発生時の流れと主な措置）

事前の準備

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に係る「行動計画」の策定
- ・ 発生時に行政とともに対策を行う指定地方公共機関を指定

新型インフルエンザ等が発生（海外）

- ・ 国、県において対策本部の設置
- ・ 国の対策本部において基本的対処方針を策定。県は当該方針に基づき対策を実施。

新型インフルエンザ等緊急事態宣言時

（国内で発生し、生命・健康に著しく重大な被害、生活・経済に甚大な影響が認められるとき）

- ・ 不要不急の外出自粛（要請）、学校・興行場等の使用制限（要請・指示）
- ・ 登録事業者や住民に対する予防接種（協力）
- ・ 指定地方公共機関（医療機関、医薬品販売業者、公共機関等）への措置（要請・指示）
- ・ 医療関係者に対する医療・予防接種実施（要請）、臨時医療施設の開設（県の責務）
- ・ 医薬品等の緊急物資の運送（要請・指示）
- ・ 特定物資の売り渡し（要請・収用） ・ 緊急時の埋葬・火葬（市町村代行）
- ・ 行政・民事上の申請期限・履行期限（運転免許証の満了日等）の延長等
- ・ 生活関連物資の価格の安定（関係各法に基づく適切な措置）
- ・ 政策金融の実施（政府関係金融機関等による融資等）

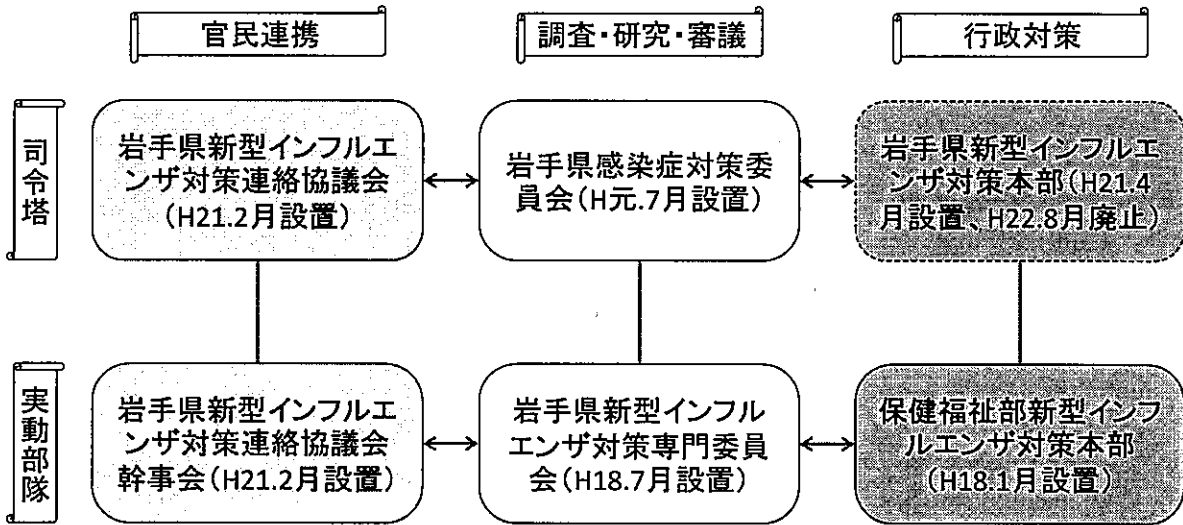
(2) 今後の予定

現在、国においては特措法施行に向けて有識者会議による検討が進められ、中間とりまとめ（案）が報告されたところであり、法律の施行後には政府行動計画やガイドラインが策定されることから、県としては、これらを踏まえて県行動計画、ガイドラインの見直しを行う予定としています。

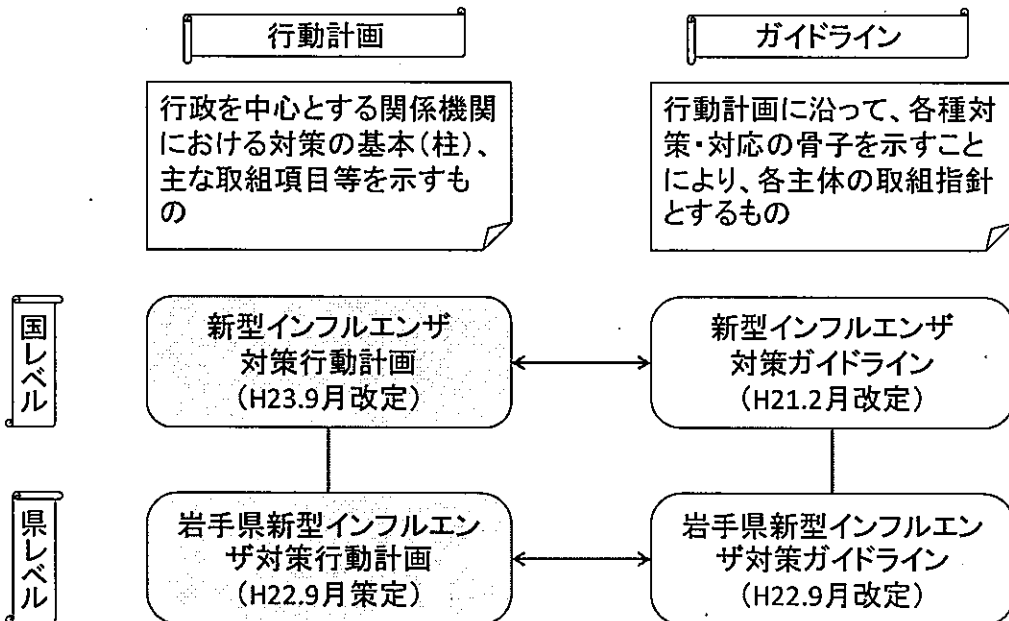
現行の行動計画に加えて、医療関係者への要請・指示・補償、学校・興行場の使用制限、指定地方公共機関の指定など、県民生活や事業活動にも影響する各種対策が盛り込まれる見込みであることから今後ともご協力をお願いいたします。

本県における新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザ対策推進体制



行動計画とガイドラインの位置付け



新型インフルエンザ等対策特別措置法について

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～
 新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

(1) 行動計画等の作成

- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
- ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成

(2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする

(3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置

(4) 発生時における特定接種(登録事業者(※)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施

※医療提供業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの

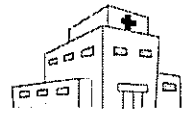
(5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る)が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)
- ② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
- ③ 医療提供体制の確保(臨時的医療施設等)
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
- ⑧ 行政上の申請期限の延長等
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資



○ 施行期日: 公布の日(平成24年5月11日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

新型インフルエンザ等対策特別措置法が想定している一般的経過例

新型インフルエンザ発生

第一段階 海外で発生(病原性が不明な段階)

政府対策本部立ち上げ

行動計画に基づき、基本的対処方針策定
 検疫の実施、特定接種の実施等

第二段階 病原性も明らかになってくる。国内に侵入

病原性等が強いおそれがある場合

緊急事態宣言

外出自粛、催物の開催の制限の要請等
 住民への予防接種
 臨時的医療施設における医療提供 等

緊急事態宣言終了

左記以外

本部のみ継続

本部の廃止

新型インフルエンザ等発生時の流れと主な措置について

厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表

※ WHOがフェーズ4を宣言

政府対策本部の設置

- 基本的対処方針の作成
- 特定接種(登録事業者(医療関係者、社会機能維持事業者)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
- 海外発生時の水際対策の的確な実施
- 現地対策本部の設置(必要に応じて)

都道府県対策本部の設置

- 特定接種の実施への協力
- 医師等への医療従事の要請・指示等

<市町村>

- 【任意に対策本部設置可】
- ※ 法律に基づく対策本部ではない
- 特定接種の実施への協力

新型インフルエンザ等緊急事態宣言(国)

<国>

- まん延の防止に関する措置
 - ・ 住民に対する予防接種の実施指示
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・ 特定物資の売渡しの要請・取用

<都道府県>

- まん延の防止に関する措置
 - ・ 学校等の施設や興行場、催物の制限等の要請・指示
- 予防接種の実施への協力
- 医療等の提供体制の確保に関する措置
 - ・ 病院や、医薬品販売業者等である指定(地方)公共機関における診療、薬品等の販売
 - ・ 臨時の医療施設の開設、土地等の使用
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・ 特定物資の売渡しの要請・取用
- 緊急時の埋葬・火葬

市町村対策本部の設置

- 予防接種の実施
 - ・ 住民に対する予防接種

国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により当該疾病が新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨が公表された場合、本部廃止

緊急事態宣言が解除された場合、本部廃止

今後のスケジュール(予定)

※現時点の予定であり、今後変更がありうる。

24年6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 25年1月 ~ 春

国

6 / 26 都道府県担当課長会議の開催

8 / 7 第1回有識者会議の開催

8 / 8 第1回有識者会議の開催

9 / 10 第1回社会機能部会

9 / 11 第2回有識者会議の開催

9 / 18 第2回社会機能部会

10 / 9 第2回医療部会

10 / 16 第3回有識者会議の開催

10 / 19 第3回社会機能部会

内閣府のHP上に掲載

<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>

政令、行動計画の内容等に関する検討

法律の施行

※ 施行日は事前にお知らせする予定
政省令・施行日政令の公布

1 / 29 有識者会議中間とりまとめ案

ガイドラインの策定

政府行動計画の策定

(都道府県等の協力を得て)
特定接種の登録事務の開始

都道府県
市町村

※は市町村

7 / 18 市町村説明会の開催

都道府県対策本部条例の制定
※ 2月議会に条例案提出

※ 市町村対策本部条例の制定

※ 市町村行動計画の策定
都道府県行動計画の策定
指定地方公共機関の指定

新型インフルエンザ等対策有識者会議 中間とりまとめ（概要）

① 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

- ・ 対策の主たる目的は、感染拡大を可能な限り抑制し、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることで、「国民の生命及び健康を保護すること」、「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」。
- ・ 対策の実施に当たっては、2009年の新型インフルエンザ発生時の経験等を踏まえる必要がある。
- ・ 特措法は万一の場合の危機管理制度であり、さまざまな措置ができるよう設計されているが、どのような場合でも緊急事態措置を講じるというものではないことに留意が必要。
- ・ 発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害の大きい場合を想定し、強力な対策を実施。更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。
また、事態によっては、地域の実情等に応じて、都道府県や各省等が政府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなる工夫が必要。
- ・ 被害想定については、現時点の科学的知見や過去のパンデミックインフルエンザのデータを踏まえたシナリオの例である。推計に当たっては、医療等の介入の影響等を考慮していないことに留意が必要。被害想定は、現行行動計画の数値（罹患率25%/致死率中等度0.53%、重度2.0%）を使用するが、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うことが求められる。

② 指定公共機関の指定（政令）

- ・ 政令で指定される指定公共機関は、一定の基準を満たす以下のものが適當。
電気通信事業者、電気事業者、ガス事業者、鉄道事業者、航空事業者、貨物自動車運送事業者、船舶運航事業者、日本放送協会、日本赤十字社、国立病院機構、医療関係者団体、医薬品等製造販売業者等、日本銀行、日本郵便。

③ 国民への情報提供（行動計画）

- ・ 平時において予防等に関する必要な情報の周知を図ることが必要。発生時においては、新型インフルエンザ等対策に必要な情報を発信するほか、誤った情報を迅速に打ち消すことが重要。政府における情報提供の体制整備が必要。

④ 医療体制の確保（行動計画・政令）

[海外発生期から地域発生早期における医療体制について ー行動計画]

- ・ 都道府県等は、帰国者・接触者外来を概ね人口 10 万人に 1 か所程度設置。

[地域感染期以降における医療体制についてー 行動計画]

- ・ 原則として、一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を実施。
- ・ 地域において病診連携・病病連携を構築。
- ・ これらの対応でも医療機関が不足する場合、都道府県は臨時の医療施設を設置して医療を提供。

[医療関係者への要請・指示・補償ー政令]

- ・ 都道府県知事による通常の協力依頼のみでは医療等の確保ができないような場合に、特措法に基づく要請又は指示を行い、医療等を確保。
- ・ 災害救助法など類似の法令を参考として、特措法に基づく要請又は指示の対象となる医療関係者及び補償基準等を政令で規定。

[抗インフルエンザウイルス薬の備蓄ー行動計画]

- ・ 国民の 45%に相当する量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄。
- ・ インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いタミフルに耐性を示す場合もあることから、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況等を踏まえ、今後、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討。

⑤ 緊急事態宣言の要件（政令）

以下の要件を満たす場合。

- ・ 重症症例（肺炎、多臓器不全、脳症など）が通常のインフルエンザと比較し、相当多くみられる場合。
- ・ 報告された患者等が誰から感染したか不明な場合又は報告された患者等が誰から感染したかは判明しているが、感染の更なる拡大の可能性が否定できないと判断された場合。
- ・ なお、これらの要件に合致するかどうかは、発生時に、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴取。

⑥ 感染拡大防止のための施設の使用制限等の対象施設（政令）

- 施設の特性に応じて、グループ分けして対応（これまでの研究により感染リスクが高い施設等（区分1）、社会生活を維持する上で必要な施設（区分2）、それ以外の施設（区分3））。
 - 区分1：学校・保育所等は法第45条に基づき使用制限も含めた対応を行う。
 - 区分2：生活に必要な食料品店、職場等は特措法第45条に基づく使用制限の対象施設としなが、同法第24条第9項に基づく一般的な任意の協力要請により、感染拡大防止の措置を促す。
 - 区分3：その他の商業施設等については、特措法第45条の対象施設とするが、その際面積基準（1,000㎡超）を設ける（特に必要な場合には、発生時に、施設のカテゴリーごとに面積基準を外せるようにする。）。
- 柔軟な対応もとれるよう、施設の使用制限等のほか、以下の措置を法第45条に基づく政令で定めることとする。
 - 入場数制限など利用者が互いに接触・接近しないようにするために必要な措置の実施
 - 発熱などの症状がある人の入場禁止
 - 消毒液や手洗いの場所の設置による手指消毒の徹底 ・ 咳エチケットの徹底
 - 施設等利用者が発熱などの感染が疑われる症状を示した場合、消毒・清掃等の必要な感染予防策を講じることができる体制構築 など

⑦ 予防接種・特定接種（行動計画）

[特定接種の登録対象、接種率、対象者（行動計画）]

（注）特措法におけるワクチン接種

「特定接種」：医療や国民経済の維持のために、発生後に登録事業者に国民より先に接種を開始

「住民接種」：全国民を対象に接種

- 対象業種
医療、指定公共機関を中心に整理。（医療機関、薬局、介護福祉事業所、中央銀行、医薬品製造・卸、医療機器製造・卸、電気、ガス、運送業者、報道事業者、バス、海運、空港管理、電気通信、郵便、銀行、石油元売り、熱供給、金融証券決済事業者を予定。保険、食料品等製造・販売・流通、倉庫、感染性廃棄物処理、対策に従事する公務員等については今後検討）
- 登録事業者については、接種体制の整備（産業医の配置等）、事業継続計画の策定を求める。対象となる従事者の基準は、政府行動計画作成までに、今後、具体的に検討。
- 発生状況やワクチンの製造・製剤化のスピード、国民の住民接種の緊急性等を考慮すると、発生時に基本的対処方針諮問委員会の意見を聴いて政府対策本部が最終決定する特定接種のワクチンの総数を基に、総枠調整を行うことが適当。
- 初回の登録の際は、暫定的に特定接種の一定の総枠を想定して、総枠調整率を設定したうえで登録することとする。（総枠調整率等は、適宜、見直し（3年に1度程度））。

[住民に対する予防接種－行動計画]

- ・ 住民に対する予防接種の接種順位については、未発生期に、基本的考え方を整理。接種順位については、重症化・死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方などがある。順位を決定する際には、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部で決定。
- ・ 接種体制としては、原則として集団的接種を行う。医療従事者については地域医師会等の協力を得て確保を図る。接種会場については保健所・保健センター・学校などの公的施設の活用、医療機関への委託により確保する。

[ワクチン－行動計画]

- ・ 細胞培養法等の新しいワクチン製造法等の研究・開発を促進し、生産ラインの整備を推進。
- ・ プレパンデミックワクチンの備蓄を引き続き行うとともに、有効性・安全性についての臨床研究を推進。研究の対象者については、医療従事者等とする他、指定公共機関等で国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務に従事する者等とすることを検討。

⑧ その他

- ・ サーベイランス、水際対策、航空機の運航制限、在留邦人への対応、国内発生初期の現地対応、社会的弱者への支援、埋葬・火葬等についても記述。